



鳥取県公報

平成12年 8月29日(火)

第 7 2 1 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）……………	1
	生活保護法による施術者の指定（ 〃 ）……………	1
	生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出（ 〃 ）……………	2
	公衆浴場入浴料金の統制額の指定（県民生活課）……………	2
	青少年に有害な図書類の指定（ 〃 ）……………	2
	土地改良区の役員の就任（耕地課）……………	4
	保安林の指定（森林保全課）……………	5
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………	5
◇ 教委規則	鳥取県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則（高等学校課）……………	5

告 示

鳥取県告示第503号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条の規定により次のとおり告示する。

平成12年 8月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あすなろ薬局	倉吉市上井町一丁目12-7	平成12年 7月 1日
大村薬局松並店	鳥取市松並町一丁目393-2	平成12年 8月10日

鳥取県告示第504号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条の規定により次のとおり告示する。

平成12年 8月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
田中 譲次	鳥取市湖山町南二丁目131	平成12年 8月10日

鳥取県告示第505号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成12年 8月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
東部薬局	鳥取市秋里723-4	平成12年 4月 1日

鳥取県告示第506号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成12年 9月 1日から施行する。

平成 8年鳥取県告示第439号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、平成12年 8月31日限り廃止する。

平成12年 8月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

区 分	入 浴 料 金		
	大 人 (12歳以上の者)	中 人 (6歳以上12歳未満の者)	小 人 (6歳未満の者)
統 制 額 (1人につき)	310円	120円	60円

鳥取県告示第507号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年 8月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発 行 記 号 等	表 示 さ れ た 発 行 所 名
6 5 1 8	雑誌その他の 刊行物	メガネっ娘マガジン	な し	麻布書店
6 5 1 9	〃	快感！サマーエンジェル	な し	アルバトロス出版

6520	〃	淫猥乱舞館	な し	エイジア企画
6521	〃	濡れパン・淫すトール 鈴木重機激写集6	な し	黒田出版興文社
6522	〃	超天然アナル姦	雑誌 63422-99	株式会社晋遊舎
6523	〃	1999 8 オレンジクラブ	な し	有限会社 スター出版
6524	〃	オレンジクラブ 9	な し	〃
6525	〃	魔性の女図鑑	な し	〃
6526	〃	ピストン 創刊号	雑誌 72020-1	スリーアイ
6527	〃	やっぱ人妻でちゅ！！	雑誌コード 11986-07	有限会社 セントラル出版
6528	〃	NG エヌ・ジー 9月号 2000.9 VOL.21	雑誌コード 11985-9	〃
6529	〃	BACHELOR 月刊バachelor 5月号	雑誌 07537-5	株式会社 ダイアプレス
6530	〃	SPECULUM 11月号	雑誌コード 05447-11	吐夢書房
6531	〃	学校じゃないところで会いたい	な し	株式会社ドリーム
6532	〃	鮮烈絶頂画報	な し	ニコラス出版
6533	〃	むじゃき VOL.5	雑誌コード 11590-3	株式会社 ビデオ出版
6534	〃	お姉さんの巨乳・美乳	雑誌コード 07678-03	有限会社風林館
6535	〃	みるきー同盟	雑誌 S17778-010	富士企画
6536	〃	ageru volume04 APRIL 4	雑誌 04502-4	平和出版株式会社
6537	〃	女子校生通姦性活CLUB	な し	みこすり図書
6538	〃	出張・派遣・エスコート ガイドBOOK VOL. 1	雑誌コード 03950-04	株式会社 メディアックス
6539	〃	Hなお姉さんが好きです	雑誌 66781-83	株式会社桃園書房
6540	〃	露出シャワー6月号	雑誌 09743-6	株式会社ラン出版
6541	〃	桃クリーム5月号	雑誌 18763-5	ワイレア出版 株式会社
6542	〃	桃色1WANDER	な し	ワンダー出版

6543	録画テープ	素人娘アナルいじめ 3	AI-03	A・POINT
6544	〃	アングラ 裏 過激映像	UG-41	株式会社 アンダーグラウンド
6545	〃	超淫乱女学生	DW-04	ドリームワークス
6546	〃	Charming チャーミング02 【小松綾乃】	CHA02	マドンナ企画
6547	〃	集団レイプ 葵 美久 撮り下ろし	な し	不 明
6548	〃	ブルブル ブルセラ3	な し	不 明

鳥取県告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大谷土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年8月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

理 事	中 島 宏 和	岩美郡岩美町大字大谷664
〃	原 田 時 晴	岩美郡岩美町大字大谷630
〃	澤 貴 志	岩美郡岩美町大字大谷1555-4
〃	前 田 彰	岩美郡岩美町大字大谷619
〃	大 西 勇	岩美郡岩美町大字大谷1881-1
〃	澤 紀 嘉	岩美郡岩美町大字大谷329
〃	日 比 重 行	岩美郡岩美町大字大谷486
〃	澤 延 美	岩美郡岩美町大字大谷450
〃	澤 秀 章	岩美郡岩美町大字大谷453
〃	澤 壽 則	岩美郡岩美町大字大谷610
〃	澤 敬	岩美郡岩美町大字大谷533-2
〃	澤 壽 美	岩美郡岩美町大字大谷523
〃	澤 良 市	岩美郡岩美町大字大谷675
〃	澤 孝 也	岩美郡岩美町大字大谷641
〃	濱 口 重 雄	岩美郡岩美町大字大谷820
〃	澤 敦 史	岩美郡岩美町大字大谷815
〃	田 中 節 照	岩美郡岩美町大字大谷1871-1
〃	前 根 達 雄	岩美郡岩美町大字大谷1916
監 事	澤 一 則	岩美郡岩美町大字大谷814
〃	澤 口 宏	岩美郡岩美町大字大谷499-1
〃	澤 武 志	岩美郡岩美町大字大谷2182-13

平成12年4月28日就任 任期 第1回総会の日まで

鳥取県告示第509号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成12年 8月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林の所在場所

米子市彦名新田150、418、420、444、642、662、境港市中海干拓地476から479まで

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」)は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第510号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年 8月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類

鳥取都市計画下水道

2 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

教育委員会規則

鳥取県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 8月29日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第21号

鳥取県県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
(実施校)				(実施校)			
第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。				第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。			
高等学校名	課程名	学 科 名		高等学校名	課程名	学 科 名	
略				略			
米子高等学校	全日制課程	総 合 学 科		米子高等学校	全日制課程	総 合 学 科	
日野高等学校	全日制課程	総 合 学 科		鳥取西高等学校	定時制課程	普通学科	普通科
鳥取西高等学校	定時制課程	普通学科	普通科	略			
倉吉東高等学校	定時制課程	普通学科	普通科				
略							

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、鳥取県県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則第2条の表に倉吉東高等学校の項を加える改正は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則第2条の表日野高等学校の項の規定は、平成12年4月1日から適用する。

3 平成13年4月1日前から引き続き倉吉東高等学校の定時制課程普通学科普通科に在学している者が同日前に修得した単位については、校長が教育上支障がないと認めるときは、当該修得した単位数を同学科における単位制による課程の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。